富津市国民健康保険運営協議会会議録

1	会議の名称	平成27年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会
2	開催日時	平成27年5月22日(金) 午後2時00分~午後3時20分
3	開催場所	富津市役所 4階401会議室
4	審議等事項	報告事項 (1) 平成 2 6 年度富津市国民健康保険事業特別 会計決算見込について 議件 (1) 平成 2 7 年度国民健康保険税の按分率(案) について(諮問事項) (2) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正す る条例(案)について(諮問事項)
5	出席者	委員
6	公開又は非公開の別	公開 · 一部公開 · 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人数	1人(定員2人)
9	所管課	健康福祉部 国民健康保険課 保険係電話 0439(80)1271
10	会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成27年度 第1回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成27年5月22日(金) 開会 午後2時00分 閉会 午後3時20分
- 2 場所 富津市役所 4階401会議室
- 3 出席委員

杦﨑 兆延 (1号委員) 飛澤 三郎 (1号委員) 鮎川 和子 (1号委員) 齊藤 千代子 (1号委員) 三枝 奈芳紀 (2号委員) 平川 惠敏 (2号委員) 山嵜 智子 (2号委員) 福原 敏夫 (3号委員) 永井 庄一郎 (3号委員) 松原 和江 (3 号委員)

4 欠席委員

加藤 大介 (2号委員) 高梨 良勝 (3号委員)

- 5 報告事項
 - (1) 平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 6 議件
 - (1) 平成27年度国民健康保険税の按分率(案)について(諮問事項)
 - (2) 富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について (諮問事項)
- 7 その他
- 8 事務局職員

佐久間市長 磯貝健康福祉部長 渡邉国民健康保険課長 坂本国民健康保険課課長補佐 栗本特定健診推進係長 原主事

栗本係長

定刻となりました。本日、遅れるとご連絡をいただいています 三枝委員と、欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集 まりいただいております。

会議を始めます前に、委員の皆様にご報告申し上げます。富津市情報公開条例第23条第1項の規定により、市の附属機関等である審議会等の会議は一部の場合を除いて公開で行うべきものとされており、同条第2項の規定により何人も公開とされた会議を傍聴することができることとされております。

この規定により、本日、本運営協議会を傍聴される方がいらっ しゃいますので、ご報告申し上げます。

また、傍聴人の方にお願い申し上げます。傍聴受付の際にお渡ししました傍聴証に記載してございますとおり、会議の進行を妨げる発言、行動をされないようお願いします。このような行為があった場合は、直ちに退席いただくことになりますので、ご注意願います。

また、お渡しいたしました資料につきましては、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

それでは、ただ今より、平成27年度第1回富津市国民健康保 険運営協議会をはじめさせていただきます。お手許の次第により 進めさせていただきます。

なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名で ございます。現在9名の委員の方に出席いただいており、その過 半数を超えておりますので運営協議会は成立いたします。

それでは、次第の2、「会長あいさつ」でございます。本日は高 梨会長が欠席のため、福原職務代理者よりごあいさつをお願いし ます。

福原職務 代理者

それでは改めてこんにちは。

大変風の強い中、また週末のお忙しい中、本日の会議を招集いたしましたところ、皆様に出席をしていただきました。大変どうもありがとうございます。

今日は内容についてはご案内したとおり、議件については 2 件 ございます。

今の社会は少子高齢化というのは前々から言われておりますけども、国保については私どもは皆さんご承知のように、毎月毎年、人は減っているような状態でございます。しかしながら、国民健康保険については、かかるものは逆に右肩上がりのような状況でございます。これは、もう身体が壊れたら医者にかかるというのは当然のことでございますけれども、これからこういう形で伸びていったときにはどうなるかというのを考えますと、大変国保運営は、前途多難だという風に思っております。

それゆえに、ぜひこれからは予防に力を入れていっていただいて、各市民が各々病気になる前に自分の体調を知ることが重要かと思っております。

そういう意味合いでは、私どもの国保の担当の方で5月11日

から特定健診も始まりましたけれども、かなりの日にち、あるいは時間を要して市民に健診の計画を策定し、そのものの情報を伝えながら市民に健診を呼びかけておりますけれども、残念診のであるとり、また担当が思っているような健康であるゆれるとからことがあるかしていんだろうということがあるかしているというにとがあるかれるとないなけども、痛くならないとなかないととないますけども、かからは、より健診をしていただいて、本当の病気にいただいなれからは、より健診をしていただいで、本当の病気にいただいて、かからは、より健診をしていただいで、本当の病気にいただいて、本当の皆さんによりは、そうい方は、ぜひ委員の皆さんにも、そうい方を表活動についただくと同時に、また、市民の方々に健診のとつぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

今日は髙梨会長がお休みということで、代わって私の方で議事 進行をさせていただきますので、皆さんから熱心なご意見をいた だきながら、また、提案されました議件についてもご理解してい ただきますようにお願い申し上げ、開会についてのあいさつとさ せていただきます。どうぞ、今日はよろしくお願いいたします。

栗本係長

ありがとうございました。

次に、次第の3「市長あいさつ」でございます。佐久間市長より、ごあいさつ申し上げます。

佐久間 市長 こんにちは。本日は、ご多用のなか、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。日頃から国民健康保険事業の運営に深いご理解とご協力を賜りますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の高度化等に伴う医療費の増加に加え、低経済成長や就業構造の変化による低所得者層の増加により、国保財政は極めて厳しい運営状況にあります。

こうした中で、本市におきましては、保健事業実施等に関する 指針に基づき、健康・医療情報を活用したデータへルス計画を策 定し、被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防、年々 増加する医療費の伸びの抑制につなげようとする取組みを行って いるところであります。

また、現在、国におきましては、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からの国保の財政運営の責任主体を都道府県に移管することや、財政支援の拡充などを柱とした国保法等の改正が進められております。

今後も、国の情報を的確に把握し、国や県の補助金の確保を図るとともに、医療費の適正化・抑制に鋭意努力し、子どもから高齢者まで健康で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいる所存でございますので、委員の皆様方のご指導、ご協力を賜わりま

すようお願い申し上げます。

また、本日の会議内容につきましては、報告事項1件、議事と して2議件でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げまして挨拶と させていただきます。よろしくお願いいたします。

栗本係長

続きまして、次第の4の職員紹介でございます。健康福祉部長の磯貝より職員の紹介をいたします。

磯貝部長

それでは、平成27年4月1日付けの人事異動によりまして、 職員に変更がありましたので、ご紹介をいたします。

初めに、私は健康福祉部長の磯貝と申します。よろしくお願い申し上げます。

次に、国民健康保険課長の渡邉です。

課長補佐兼保険係長の坂本です。

特定健診推進係長の栗本です。

保険係主事の原です。

以上よろしくお願い申し上げます。

栗本係長

それでは、次第の5の報告事項に入るわけですが、富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は福原職務代理者にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

福原職務 代理者 それでは規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせていただきますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

最初に報告事項の平成26年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について、事務局の説明を求めます。

坂本補佐

報告事項(1)の「平成26年度富津市国民健康保険事業 特別 会計 決算見込」について、ご説明申し上げます。

お手許にございます、資料の1ページをご覧ください。表の1番左に科目、その右の(a)列に3月の補正予算後の平成26年度予算現額、その右の(b)列に平成26年度決算見込額、さらにその右に決算見込額から予算現額の差引き額、参考といたしまして平成25年度決算額を記載し、表の右半分に科目ごとの説明を記載しております。

それでは歳入につきまして、科目ごとに決算見込額と予算現額 を比較しながらご説明申し上げます。

なお、この決算見込額は、金額を千円単位で平成27年4月末 の内容を基に見込んで作成をしております。

まず、国民健康保険税について、ご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しております。16億9,880万7千円の決算見込で、予算現額に対しまして863万5千円の減額となる見

込みです。これは3月補正の時点で現年度分を86.92%、滞納繰越分を16.87%と平成26年度の決算目標とした収納率が、この4月末時点では現年度分が86.83%、滞納繰越分が、13.55%と主に確定した滞納繰越分が目標とした収納率より3.32%の減となることが要因と考えております。

次に、国庫支出金ですが、合計で15億4,287万8千円の 決算見込で、予算現額に対しまして126万5千円の減額となる 見込みです。これは④の療養給付費等負担金の減額と、⑦の調整 交付金について、算定の基礎となる保険給付費が、当初予算の算 定時と比較し減額となったことなどから、普通調整交付金部分は 減額となっておりますが、経営姿勢が良好である団体に交付され る特別調整交付金、いわゆる特々調と申しますが、これが前年度 と同額の約7,600万円の交付が確定されたことなどによりま して、国庫支出金全体では若干の減額となるものでございます。

なお、④の療養給付費負担金は、一般被保険者の保険給付費等の32%相当額が交付されるものですが、8か月分の給付実績額と4か月分の給付見込額の合計額に補正係数を乗じて交付されているため、平成27年度においてその精算を行うこととなります。また、⑤の特定健康診査等負担金につきましても、平成27年度において精算を行います。

次の、⑩の療養給付費等交付金ですが、この交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等の額から、退職被保険者に係る国民健康保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、1億7,260万7千円の決算見込みとなっております。これも、平成27年度に精算を行います。

次に、⑪の前期高齢者交付金です。これは、65歳以上75歳未満の高齢被保険者がかたよって存在することによって、医療保険者間の財政調整を行う目的で社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、17億2,847万8千円の決算見込みでございます。内容は、平成26年度の概算交付金17億4,290万1千円に平成24年度の概算交付額が過大交付だったことによりまして、平成24年度の精算額1,442万3千円を減額したものでございます。また、この平成26年度の概算交付金は、翌々年度の平成28年度に精算を行うこととなります。

次の、県支出金につきましては、合計で3億9,972万4千円の決算見込で、予算現額に比べ1,321万7千円の増額が見込まれます。こちらは、その保険者の取組み状況によって交付される特別調整交付金の増額が主な要因と考えております。

次の、共同事業交付金につきましては、医療費の額が30万円を超える場合の8万円を超える部分の額から、先ほどの⑪の前期高齢者交付金相当額を控除した額の59%が千葉県国民健康保険団体連合会で行っております、高額医療費支払いのための再保険事業である共同事業から交付されるもので、予算現額と比べ5,154万4千円増額の7億6,421万9千円の決算見込みとなります。

なお、平成26年度までは30万円を超える医療費を対象としていましたが、平成27年度からは全ての医療費が対象となり、 県単位で調整されることとなります。

次の、繰入金につきましては、予算現額の7億4,704万4 千円に対しまして、2億1,923万6千円減額の5億2,78 0万8千円の決算見込みです。一般会計からの繰入金では、物件 費繰入金及び出産育児一時金繰入金の減少が主な要因となっております。

なお、国民健康保険基金からの繰入金につきましては、3月時 点の収支見込により5千万円の取崩しを見込み、繰入をしており ます。

次の、繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金で1 億9,874万7千円でございます。

最後に、その他の収入です。国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金、 国民健康保険基金の利子などの収入で2,696万8千円の決算 見込です。

以上、歳入の合計ですが、予算現額に対しまして、1億4,469万3千円減額の70億6,023万6千円の決算となる見込みでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げますので、2ページをご覧ください。

まず、Aの総務費です。これは国民健康保険を運営するための 事務費及び職員給与費で1億5,302万2千円の決算見込みで す。この部分はすべて一般会計から繰入れが行われます。

次に、保険給付費ですが、中ほどより下に保険給付費の計の行があります。予算現額に対しまして、1億6,214万7千円減額の45億3,244万7千円の決算見込です。これは、昨年12月の支払時点で2.48%と見込んだ保険給付費の対前年度伸び率が現時点では1.01%で、想定よりもあまり伸びなかったことによるものです。

次の、Gの後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度を支援するため、後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を社会保険診療報酬支払基金へ拠出するのもので、8億6,286万8千円の決算見込となります。内容は、平成26年度の概算納付額9億2,257万9千円から、平成24年度の超過納付額の5,977万3千円を控除し、事務費6万2千円を加えたものです。また、この平成26年度の概算納付額は、翌々年度の平成28年度に精算することとなります。

次の、Hの前期高齢者納付金等につきましては、高齢被保険者がかたよって存在することによりまして、医療保険者間の財政調整が行われる前期高齢者交付金の被保険者数割の支払基金への拠出金で、66万5千円の決算見込みです。これも、平成24年度の精算分と平成26年度の概算納付分です。

次の、Iの老人保健拠出金につきましては、平成20年度に支

払基金へ概算納付してございます、事務費拠出金の精算分で、3 万4千円の決算見込みです。

次の、Jの介護納付金につきましては、介護保険給付費の29%相当額を医療保険者として負担するために、支払基金へ拠出するもので、3億8,640万3千円の決算見込みとなります。内容は、平成26年度の概算納付額4億1,732万8千円から、平成24年度の超過納付額3,092万5千円を控除したもので、これも、翌々年度の平成28年度に精算を行うこととなります。

次の、Kの共同事業拠出金につきましては、国民健康保険団体連合会で事業運営しており、医療費の額が30万円を超える場合の高額医療費の支払いのための再保険事業であります共同事業に対する拠出金で、千葉県全体で、年度当初に想定しておりました高額医療費の基準拠出対象額が減少したことなどから、予算現額に対しまして、4,396万1千円減額の7億4,627万9千円の決算見込となります。

なお、拠出金の確定時期が2月中旬であるため、3月補正には 諮れず、決算見込額との差し引きにつきましては、4, 396万 1千円の減額となっております。

次の、Lの保健事業費につきましては、特定健康診査の事業費、 短期人間ドックの助成費用及びレセプト点検などの費用で、予算 現額に対しまして、1,213万3千円減額の7,431万8千 円の決算見込みです。

次の、Mのその他の支出につきましては、基金積立金、国民健康保険税の過誤納還付金、国県支出金返還金、予備費などによるもので、予算現額に対しまして、1,055万6千円減額の2億867万5千円の決算見込みとなります。

以上の歳出を合計いたしまして、69億6,471万1千円の 決算見込みとなり、歳入決算見込額の70億6,023万6千円 から差し引きいたしますと、平成26年度は、この4月末現在で は9,552万5千円の剰余金が生ずる見込みでございます。

しかしながら、単年度収支で見ますと2ページの一番下に記載があるとおり、実質単年度収支は3,445万7千円のマイナスとなる見込みでございます。

なお、平成27年度末の国民健康保険基金残高は、およそ5億4千万円を見込んでおります。

以上で、報告事項(1)の「平成26年度富津市国民健康保険事業 特別会計決算見込について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

福原職務 代理者 ただ今、事務局より説明がありました。これについて皆様、委員の方から何かご質問等はございますか。

松原委員

2ページの一番下のM、その他の支出でもって、主な内容、基金積立金、過年度分国民健康保険税の還付金等の内訳を教えていただけますでしょうか。

渡邉課長

基金積立金でございますが、1億1,876万5千円、過誤納還付金が989万3千円、国県支出金返還金が7,991万8千円でございます。あとは予備費となります。

福原職務 代理者 ほかにございませんか。

松原委員

同じく2ページのL、保険事業費の減の件なんですけれども、 予定よりも減っているということは、富津市はやはり、健康診断 とか、人間ドックの助成とか特定検診の指導とか、増やしていき たいというところなのに、こういう風に減っているということは 何が原因なのでしょうか。

例えば、特定検診の費用が予定より少なかったとか、人間ドックをかかる人が予定よりも少なかったとかあると思いますが、やはり予防に関係するところがあるので、減るということはあまり思わしくないことかと思っているのですけど、いかがでしょうか。

渡邉課長

まず、この中にはレセプト点検委託料がございまして、平成26年度決算見込みでは、260万減額ということになっております。また、先ほど松原委員が申し上げました特定健診委託料ですが、これは、実質人数としては増えているのですが、契約自体の金額が当初より低かったことで減額となったと考えられます。

福原職務 代理者 件数的には、問題ないということですね。

渡邉課長

受診率は、少しですが上がりました。ですから、健診を受けている方は多いのですが、元の対象人数が減っているので受診率は上がりますけれども、人数的に少なくなっていることが原因と考えます。受診率は上がっていますので、そのようにご承知ください。

松原委員

今、レセプト点検の委託料が260万円減額になったとおっしゃっていましたよね。そうしますと、1,200万円保健事業費が減っているのに260万円の減額というと、あとの1,000万円弱というのは、どんなことで減っているのでしょうか。

渡邉課長

特定健診委託料につきましては、マイナス814万4千円、指導委託料につきましても、88万8千円の減額となっております。

福原職務 代理者 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

それでは無いようでございますので、報告事項を以上で終了させていただきます。

続いて、議件に入ります。議件(1)「平成27年度富津市国民

健康保険税の案分率(案)について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。

渡邉課長

それでは、議件(1)平成27年度国民健康保険税の按分率(案) について、ご説明させていただきます。

お手許の資料の5ページをご覧ください。按分率の決め方ですけれども、国民健康保険は特別会計ですので一般会計とは違い、まず歳出がどれだけあるかを算出いたしまして、右図のように保険税が半分、国・県の公費負担が半分ということになっております。ですから、国・県の補助金以外の部分を保険税からまかなう形となっております。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。こちらが平成27年度予算の項目別の概算となっております。

先ほど、ご報告させていただいたとおり、平成26年度決算見込みでは9,552万5千円の剰余金が発生いたしますが、一方、実質単年度収支ですと、3,445万7千円の財源不足が見込まれ、基金取り崩しによって補てんしております。

平成27年度につきましては、歳出で一番大きな項目である保険給付費の約46億3,780万円については、一人当たりの保険給付費の伸びを4.39%と見込みまして、予算を計上しているところでございます。一方、歳入では、収入の確保とあわせて、被保険者間の負担の公平を確保するという意味からも、徴収率を平成25年度県平均徴収率とするなど、また国民健康保険基金を1億3,019万9千円繰り入れて予算組みをしております。

このように、平成27年度についても基金繰入れにより運営を 図る状況ですので、今年度の按分率につきましても、3ページに 載せてございますが、昨年度と同様の按分率でお願いしたいと思 っております。

以上で、議件(1)の平成27年度国民健康保険税の按分率(案) について、説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

福原職務 代理者

以上で説明を終わります。ただ今事務局より説明がありましたが、何かご質問等はございますでしょうか。

説明のとおり按分率については、平成26年度と同じということで、皆さんに提示してありますので。

松原委員

按分率は変わらないということなんですけれども、やはり富津市の国保税が県下一番高いということでもって、市民からどうにかして下げてくれないかという声が多いんですけれども、平成25年度のときも、基金の見込みが5億9,000万円くらいあって、今伺ったら、平成27年度の見込みも5億4,000万あるということなんですね。この予算の中にも基金を1億3,000万円繰り入れているというんですけど、やはり、どうにかして国保税を引き下げるという検討はされなかったのかどうかを伺いた

いと思います。

渡邉課長

やはり保険給付費の伸びが4.39%と見込みまして計算しております。5年間の収支を見ますと、平成29年には、この基金が0円になって、さらに一般会計から法定外からの繰入れが必要となるということで見込んでおりますので、今年、来年度と年越しに積算はしておりますので、基金が多くなったときは、また皆さんにお諮りしたいと考えております。

福原職務 代理者

ほかにございませんか。

ただ今、質問に対しての答弁もございました。質問もないようでございますので、議件(1)「平成27年度富津市国民健康保険税の案分率(案)について」諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし

福原職務 代理者

異議なしと認めます。それでは、この旨を答申いたしますので、よろしくお願いいたします。大変どうもありがとうございました。 続いて、議件(2)「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について議題といたします。事務局の説明を求めます。

渡邉課長

議件(2)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案)について、ご説明させていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日 に公布されたことに伴い、法改正にあわせて課税限度額の見直し 並びに軽減措置の算定における規定の整備を行うため、富津市国 民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

さらに附則第15項の改正規定等の整備するため、富津市国民 健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとする ものでございます。

改正する条例案と新旧対象表が資料6ページから11ページとなりますが、具体的な内容につきましては、12ページからの資料でご説明させていただきます。

主旨は先ほど申しましたとおり、法改正によって、改正するということでございます。

2の課税限度額の引上げについてでございますが、限度額を定めている地方税法の規定により、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を引上げようとするものでございます。

(1)課税限度額の改正案では、基礎分51万円から52万円に、後期支援金分16万円から17万円に、介護分14万円から16万円に改め、全体の課税限度額合計を81万円から85万円にするものでございます。

次に、(2)改正による影響ですが、4月データによる試算では、 全体で約602万7千円の増額となる見込みでございます。

次に、(3)該当世帯の一例でございますが、4人世帯で所得1 人、固定資産税5万円、介護分2人で試算しました表でございま す。限度額の85万円となる世帯は、所得749万円以上となり ます。

次に、3の軽減措置の拡充でございますが、国民健康保険税の 減額に係る所得金額の基準を定めている地方税法の規定により、 低所得者世帯に対する軽減判定の所得を引き上げるものでござい ます。

(1) の軽減措置の改正案でございますが、世帯人数に乗ずる 額の改正で7割軽減は改正なしで、5割軽減は24万5千円から 26万円に、2割軽減では45万円から47万円に改めようとす るものでございます。

次に、(2)改正による影響ですが、4月データによる試算にな りますが、全体で約463万3千円の減額の見込みでございます。 なお、軽減分は保険基盤安定制度により、国・県・市からの負 担で全額まかなわれます。

条例改正に伴う限度額の引上げと軽減の拡充を合わせた全体の 影響額につきましては、全体で約139万4千円の増額となる見 込みでございます。

次に(3)軽減該当世帯の例でございます。3人世帯の場合の 軽減7割・5割・2割の対象となる所得金額でございます。

次に、4の附則第15項の施行期日の一部改正ですが、富津市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例附則第15項の改正の うち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める 部分については、施行期日を平成28年1月1日とするものでご ざいます。

以上で、議件(2)の富津市国民健康保険税条例の一部を改正 する条例(案)についての説明を終わります。

なお、この改正する条例案は6月市議会に上程する予定でござ います。また、参考までですが、近隣3市におきましても、同様 の改正を、6月市議会に上程する予定と聞いております。ご審議 のほど、よろしくお願い申し上げます。

福原職務 代理者

以上で事務局の説明が終わりましたが、これについて何か質問 等はございますでしょうか。

松原委員

12ページのことで伺いたいと思います。要は課税限度額が上 がって、富津市の世帯も細かく書いてあってよくわかるんですけ ど、これだけの世帯の人たちが今度上がりますよということなん ですね。上がると602万7千円保険税が増えるということでよ ろしいわけですね。

渡邉課長 はい、そのとおりです。

松原委員

その隣の減額措置の拡充についての関連のことで伺いたいんで すけれども、ここでは要は減額世帯の人たちの所得が上がるから、 軽減世帯がこれだけあるということですね。それでは463万3 千円減額される、そのお金というのは国・県・市でまかなって、 保険税ではまかなわないということでよろしいですね。

渡邉課長

はい、そのとおりです。基盤安定制度によりまして、全額国・ 県・市で負担されることになります。

松原委員

そうしますと、下がるのは公費でまかなって、上げた分は市民 が払うということになるわけですよね。

渡邉課長

はい、そのとおりです。

松原委員

そうしたら上げる必要はないんじゃないでしょうか。

渡邉課長

まず、軽減の拡充でございますが、今回の拡充の要件といたし まして、経済動向等を踏まえた所要の見直しということで、消費 税が上がった分につきましてですね、この分を、国・県・市で負 担するということになります。

また、限度額につきましては、協会けんぽ等でですね、その辺 の見直しが行われまして、それに近づけるようなかたちでやって、 国民健康保険の方でも限度額を上げることになります。

松原委員

国がそういう風に決めたから、富津市も上げるといっても、上 げなくてもまかなえるじゃないですか。

渡邉課長

先ほど申しましたとおり、負担の公平性を加味してですね、所 得の高い人には、それなりの負担をしていただくということが現 実だと思いますので。ほとんどの市が限度額の引き上げをしてお ります。

福原職務 代理者

ということは、かけるものはかけて、その反面軽減するものは 軽減するということですね。

松原委員

下げるのはわかるんですよ。消費税が上がって、消費税の一部 がその低所得者に回るということはわかるんですよ。要はこの4 60万円というのが、全部国保に加入している人たちにひっかか ってくるというのなら上げなきゃいけないけど、これは国・県・ 市がもって、上がる分だけ市民がもつということはおかしいので はないですか。やりくりできるんじゃないかと思いますが、いか がなのでしょうか。

渡邉課長 │ 決算見込みでも申し上げましたが、特々調の関係もございまし

て、特々調の中に限度額の引き上げという欄がございます。法定外を入れていればその減点になるのですが、富津市は入れてませんけど、それは今後要綱が変わる可能性もございますので、その辺も加味させていただいているところでございます。

松原委員

そのお答えもおかしいと思うんですよ。特々調というのは、法 定外の繰り入れは関係無いんじゃないですか。県の資料では関係 無いとなっていますよ。

渡邉課長

限度額引き上げのところにはですね、特々調の欄に、法定外を入れているところは限度額をしているかどうかという欄がございます。今のところ当市の方は、法定外を入れてないんですけど、もし平成27年度のそこに入ったときにまたポイントが減ると、今7,600万もらっている状態ですので、国の政策どおりに引き上げさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

福原職務 代理者

ほかに何かございますか。

質問もないようですので、議件(2)の「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

福原職務 代理者

異議なしと認めます。

それでは、ただ今、皆さんに協議していただいた旨答申をいた しますので、よろしくお願いをいたします。

なお、答申書の書面については、私に一任していただきたいと 思いますけれども、よろしいでしょうか。

委員一同

異議なし。

福原職務 代理者

異議なしと認めます。

それでは、答申書の書面については、一任を願いたいと思います。

続いて、次第7のその他ですが事務局より何かございましたら お願いいたします。

渡邉課長

その他ですが、3点ほどございます。

まず1点目といたしまして、国民健康保険事業の広域化について、現時点での議論の進展状況や市町村への影響について、ご説明させて頂きます。資料の15ページをご覧ください。

国民健康保険事業については、平成25年12月成立、公布された社会保障改革プログラム法により、持続可能な医療保険制度を構築するため、必要な事項に検討を加えるとされ、それを受け

て国と地方三団体の間で協議が行われてきたところですが、平成27年2月に「国民健康保険の見直しについて」一定の方向性が示されたところです。

それに基づき、27年通常国会には国保法改正等からなる医療保険制度改革関連法案が提出され、今国会での成立が見込まれているところでございます。

国民健康保険の改革による制度の安定化では、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなり、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

県では、広域化に向けた千葉県国民健康保険広域化等連絡会議を開催していく方向でございます。その会議で進捗がございましたら、随時、この会議で報告させて頂きます。

次に、2点目といたしまして、委員の皆様の任期が6月30日までとなっております。各団体や被保険者代表から、推薦をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

また例年、4市合同の運営協議会委員の研修会が8月上旬に行われる予定ですので、併せて運営協議会も開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、3点目として、例年10月頃の運営協議会委員の視察研修を実施しているところですが、実施するか皆様方にお諮りしたいと考えております。

福原職務 代理者

こちらは、事務局の案があるのでしょうか。ここで、委員の皆 さんのご意見を聞いてということですか。

渡邉課長

はい、委員の皆さんの意見を聞いてということになります。

福原職務 代理者

どんな意見が出るかわかりませんが、それに沿えるわけですか。 聞いた結果沿えないとなると大変ですからね。忙しい皆さんです から。

とりあえず事務局の方で、皆さんの意見を聞いてということで すので。

これは日帰りで行ける距離の行政視察ですよね。ところで昨年はどうしましたか。

渡邉課長

昨年は常陸大宮市に伺いました。

福原職務 代理者

遠いところでしたね。

では、そういうことで今年の研修について、皆さんのご意見を ということですので。ざっくばらんに一つお願いをしたいと思い ます。せっかくだから知識を広めるために行った方がいいのでは ないかとか。皆さんの考えで結構です。 飛澤委員

例年どおりですね、やっていただいて、事務局に一任すると、 お願いするという方向で、私はそういう考えです。

福原職務 代理者 他の委員の皆さんもどうぞ。しかし私はという意見もあるでしょうから。その他の案件ですので、ざっくばらんにお願いします。 今、飛澤委員の方からは、昨年どおり実施したらどうだという ご意見でございます。

杦﨑委員どうでしょうか。

杦﨑委員

飛澤委員のおっしゃったように、昨年同様にまたお願いしたい と思います。

福原職務 代理者 永井委員、松原委員、いかがでしょうか。

永井委員

よろしくやってもらいたいと思います。

松原委員

やってもらいたいと思います。

福原職務 代理者 それでは、無理して答えを出させましたけれども。 鮎川委員、齊藤委員、遠慮しそうだから、ざっくばらんに一つ 結構ですので。

齊藤委員

普段なかなか狭い中におりますので、ぜひ勉強したいなと思います。

鮎川委員

よろしくお願いいたします。

福原職務 代理者 では山嵜委員も一つ、仕事も忙しいけれども、仕事が合えばというかたちでですね。とにかく、やった方がいいのかどうか、出 欠は別として。

山嵜委員

皆さんが行った方がこの運営委員のことに対して、いろいろと 見聞を広められるんだったら、やっていただいた方がいいんじゃ ないでしょうか。

平川委員

同じ意見です。

三枝委員

いいと思います。

福原職務 代理者 それではおおよそ皆さんがですね、知識を得るためにも実施した方がいいというご意見ですので、いつやるか、どこいくかというのは飛澤委員からありましたように、事務局の方でというのもつきましたので、3点目についてはそういうことでよろしいです

か。

委員一同

異議なし

福原職務 代理者 研修については、実施した方がいいという意見でしたので、そ ういうことでよろしいでしょうか。

渡邉課長

はい、わかりました。

福原職務 代理者 それでは、今3つほど事務局から出ましたけれども、1番目については、国民健康保険の取扱いが県を一本化しようと、今、後期高齢者がそういうかたちになっておりますけれども、国保についても、小さい市町村ですとなかなかかかる費用を収入でまかなえない状況があるということから、県統一でいこうと進んでいるようですので、今その説明がございました。

2番目については任期の問題ですので、団体等で出ている方々 についてはまた事務局の方でご案内をするのでしょう。

渡邉課長

はい、今照会をかけています。

福原職務 代理者 では、2番目についてはそういうことですので、各種団体の方、あるいは区長さん方についてもよろしく計らっていただきたいと思います。鮎川委員も齊藤委員もそうです。議会の方もそうですけどね。ひとまず任期ということです。

これについて、再度皆さんの方から、さっき聞き漏れがあったからということがありましたらどうぞ。

松原委員

1番の件なんですけど、15ページに改革後ということで都道 府県が財政運営責任を担うなど中心的役割を持って、都道府県が 市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付するとい うことで、どういう風な基準でもって市町村がいくら納入するか というのは、どういう基準でやるかということは、県の中では決 まったのでしょうか。進んでいるのでしょうか。

渡邉課長

医療給付費の3箇年という風に伺っていたのですが、その分賦金になるのですけども、その割合は今また国の方でも協議をしていまして。保険者間でも弱い、低所得者が多いところ、そういうところについて保護しようという考えがございまして、その辺の分賦金の積算のような件については、またわかり次第ですね、この会で報告させていただきます。

福原職務 代理者

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

山嵜委員

患者さんをみていると、多過受診といって、いっぱい病院にか

かってらっしゃる方が多いんですけどね。レセプトを決定する時 に、こっちの病院と、こっちの病院と、突合しているということ とはあるんですか。今薬局と病院間の突合は、社保の方では始め て、国保の方でも始めるんでしょうけど、病院間で同じようなも のが出ている場合があるんです。私たち薬剤師としては、出てい た場合、これは出ているからと処方を持ってきた方に、処方をも とに電話して、他からこれは出ているからこれはいらないんじゃ ないですかということは一応やってはいるんですけど、患者さん によってはここの薬局のお薬手帳、ここの薬局のお薬手帳といっ て、全然話してくださらない方もいるんですね。それでずっとや っていくと、この方他の薬も飲んでいるなというのがわかって、 いろいろとやっていくんですけど、レセプト上は、実際そこが拾 えるかどうか。実は別の市で抑精神薬、要するに睡眠薬をこっち でもらってこっちでももらってというのをある薬局さんが気が付 いて、ある市の国保の方に問い合わせしたけれど、それは把握で きないようなことをおっしゃっているんですけど、そういうレセ プト点検で、点検はできるんですか。

渡邉課長

申し訳ないのですけど、レセプト点検については詳しくないのでわかりませんけれども、今国では、かかりつけ薬局ですね、それに対して、重複しないようするということで政策を進めているところでございます。ですので、近い将来そうなると考えております。

山嵜委員

今、そのかかりつけ薬局をまだ答申されたばっかりで、本当に薬局が近くにある人はいいですけど、遠いところでかかりつけ薬局まで取りにいかないといけないというと、門前さんに行かざるを得なくなったりするので、どこまで持っていかれるかわからないから、レセプト上で、こっちで出て、こっちで出て、こっちを切りましょうということはなかなか患者さんに言えないんでしょうけど、そういうことがあったら、もうちょっとこう薬をたくさん出さないで済むんじゃないかなと思います。

福原職務 代理者

渡邉課長、レセプトは基本的に、例えばA病院があって、そこから当然処方されますよね、またB病院でまた私がかかったとすると、そこからも処方されて、それを行政の方では、お医者さんから出たのが正しいかどうかが主なんですよね。だから、A病院が出て気が付いてくれればいいけど、気が付かなかったらどんどんお薬が出て行くという。

山嵜委員

ですから重複していっちゃうんですよね。

私たちの仕事っていえばそこまでなんですけど、なんかうまい 具合にレセプト点検を業者に運用させているんだったらやれない かと思いまして。 渡邉課長

期間を決めて抽出して、その月だけ見ているというのはあります。全てではございませんが。

福原職務 代理者 患者さんが、病院がいくつかあっても薬局ひとつでそこに行けば、薬局の方でA病院でもう出ていますよとか言えるんですよね。

山嵜委員

そのとおりなんですよね。

そのためにお薬手帳を使わせていただいているんですけど、さっきも言ったように、ここの薬局とここの薬局のお薬手帳をいる方がいるので、これ一冊じゃないと意味であるで、これ一冊じまされてる方がいるので、これ一冊じまされてるが悪いないらとお年寄りは考えちゃっているとお年寄りは考えらと考えているとおり、とおり、とおり、といるので、は、本りのは、といるにはがいるが飲んですけど、そこにもいるんですけど、そこにおりながは、といるが飲んですがある。が飲んですがあるが飲んですがあるが飲んですがあるが飲んですがね。難しいですがね。難しいですかね。難しいですかね。難しいですかね。

三枝委員

そういったことを逆に話しするような人なら問題ないと思うんですけど。

山嵜委員

なかなかその辺が難しいですよね。

たまたまレセプト点検を業者さんにやってくださっているというので、その辺を今、コンピュータですから、うまい具合にできて促せるような、例えば、国保でこの薬はジェネリックに替えられますよという風に説明書を出しているじゃないですか。その時に、もしでるのだったら、あなたはこことここで同じような薬が出ていますよと促してあげられたらと思うんですけど、なかなか費用のかかる話でしょうから。

渡邉課長

難しいと思いますけれど、検討させていただきます。

福原職務 代理者 もうひとつ、重要な参考事項だと思いますが、この前テレビでもやってましたよね。あまりにも薬が、高齢者が多すぎてしまって、飲むのではなくて、食べきれないと。そういう事例が、今のかたちでいったらレセプトは何枚あっても、それが正しいかどうかというのが主で見るでしょうからね。ひとつそういう悩みを薬剤師の方ではあるということで今意見が出ましたので、十分参考にしてほしいと思います。

齊藤委員

やりようでできそうですけどね。

山嵜委員
│ 今、コンピュータを駆使しているので、やれないかなと思うん で、それをちょっと提案させていただきます。

福原職務 代理者

あとほかに、今3点について皆さんの方から、ご意見等はござ いませんでしょうか。

なければ、逆に皆さんの方から、その他で行政の方に対し、何 かご意見等がございましたら、お願いをいたします。

永井委員

先ほど、案分率につきましては、策定しましたけれども、一時 手当と葬祭費用、そしてできましたらドックの助成について、昨 年と変わりないかどうか、再度金額的に教えていただきたいと思 います。

渡邉課長

出産育児一時金について、それでは申し上げます。今現在47 件の出産育児一時金を支払っております。1,316万円で、当 初予算よりもマイナス924万円の減額です。当初予算の見込み が80件を見込んでいまして、今現在47件でございます。

葬祭費につきましては、お時間いただいてもよろしいでしょう か。

永井委員

金額的に個別でいくらでしょうか。

渡邉課長

出産育児一時金は42万円、葬祭費は5万円となります。 また、葬祭費につきましては、平成26年度は600万円でご ざいます。

永井委員

ドックの助成についてはいかがでしょうか。

渡邉課長

人間ドックの助成でございますが、437人、その内訳として、 一泊二日が60人、通院が73人、日帰りが304人です。金額 にいたしまして、2,141万3千円となります。

永井委員

一泊は7万円ですか。

渡邉課長

最高限度額が、7割の7万円となります。

福原職務 代理者

よろしいでしょうか。 では齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

お願いなんですけど、先ほど13ページの最後のところで説明 されたときに、近隣の市でもこのようにされていく予定でおると いう周りの様子を話していただいたんですよね。それで、そうな のかとやっぱり思いました。富津市だけではないということ。

それならば、3ページの按分率などについても、昨年話題にな ったと思うんですけれども、近隣の市では、按分率がどの程度な のか、富津市は高い高いといつも言われて、昨年も聞いたときに、答えていただいたということが実際あるのかと思うんですけれど、紙が多くなってしまって申し訳ないんですけれども、この辺の文字をもっと小さくしてもいいですので、近隣の按分率が、県内で富津市と同じような高齢の方が多い地域、そういうところの様子も教えていただけるといいなと、自分で勉強すればいいんですけれど、申し訳ないですけれど、そういうのと比べながら、やっぱりこれでなくちゃいけないという納得の仕方もあるし、もうちょっとなんとかなるかな、なんて逆に思ったりもしますので、そういう資料がいただけたらと思います。

福原職務 代理者

まさしくね、按分率というのは今齊藤委員のおっしゃるように、 所得割から資産割から、均等割から世帯の平等割、ですから同じ 富津でも、地区によっては異論がある人がいるかと思います。私 もその一人なんです。それはなぜかというと、ざっくばらんに言 うと、資産割というのは、評価が高い人は高くなります。お分か りですよね。その人は、固定資産税も高いんです。ここでまた高 くなると。そういう重複の人から言わせると、もっとそれを下げ て、均等割とか、それにしてくださいよという意見が出てくるん です。なかなか難しいと思いますが。

それでは、参考的で後で結構だと思いますので、よろしくお願いします。

渡邉課長

それでは、次回に表をつけさせていただきたいと思います。 これは千葉県全部がよろしいでしょうか。

松原委員

千葉県全部がよろしいですね。

福原職務 代理者

やれるところででも、参考になるでしょうから。

渡邉課長

ではご検討させていただいて、次回ご用意いたします。

福原職務 代理者

ほかにございませんか。

それでは、ほかに質問もないようでございますので、以上で平成27年度第1回富津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

(午後3時20分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにこ こに署名する。

平成27年6月2日

議事録署名人